

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年6月26日 |
| 【会社名】 | 株式会社 ベリサーブ |
| 【英訳名】 | VeriServe Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 新堀 義之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号 |
| 【電話番号】 | 03(5909)5700 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員経営企画本部長 高橋 豊 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号 |
| 【電話番号】 | 03(5909)5700 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員経営企画本部長 高橋 豊 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

平成25年6月21日開催の当社第12回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

配当金は1株当たり1,500円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 平成25年5月21日開催の取締役会において、同年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株を100株に分割する株式分割と100株を1単元とする単元株制度の採用を決議したことに伴い、現行定款につき、発行可能株式総数を640万株に変更し（第6条）、また、1単元の株式の数を100株とする単元株制度の規定を設け（第8条）、さらに、単元未満株式についての権利及び単元未満株式の売渡請求に関する規定（第9条及び第10条）を新設する。
- (2) 剰余金の配当等を取締役会の権限とすることに伴い、第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、第38条（剰余金の配当の基準日）に所要の変更を行う。
- (3) (1)の規定の変更及び新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする（附則第1条）。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として浅井清孝、新堀義之、高橋豊、市野隆裕、山崎弘之、小林正明及び芝昭彦の7名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として中島圭介を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果 (賛成の割合) |
|----------------------|--------|--------|--------|-------|---------------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 20,795 | 189 | 0 | (注) 1 | (注) 2 可決 (99.2%) |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 17,829 | 3,155 | 0 | (注) 1 | (注) 2 可決 (85.0%) |
| 第3号議案 取締役7名選任の件 | | | | (注) 1 | (注) 2 |
| 浅井 清孝 | 20,871 | 97 | 0 | | 可決 (99.5%) |
| 新堀 義之 | 20,875 | 93 | 0 | | 可決 (99.6%) |
| 高橋 豊 | 20,930 | 38 | 0 | | 可決 (99.8%) |
| 市野 隆裕 | 20,279 | 689 | 0 | | 可決 (96.7%) |
| 山崎 弘之 | 20,280 | 688 | 0 | | 可決 (96.7%) |
| 小林 正明 | 20,281 | 687 | 0 | | 可決 (96.7%) |
| 芝 昭彦 | 20,927 | 41 | 0 | | 可決 (99.8%) |
| 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | (注) 1 | (注) 2 |
| 中島 圭介 | 20,041 | 927 | 0 | | 可決 (95.6%) |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は以下のとおりであります。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席、及び出席した当該株主の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席、及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会の前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた一部の株主の議決権を集計することにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会の当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上